相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県八潮市大字浮塚五八二番地、最後の住所埼玉県八潮市大字南川崎二一〇番地一　やしお苑　被相続人　亡　吉田　うめ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月六日

埼玉県草加市住吉一丁目五番二四号住吉佐藤ビル三階　相続財産管理人　篠崎　淳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県朝霞市溝沼二丁目二番、最後の住所埼玉県新座市野寺一丁目四番一一号武蔵野プラザひばりヶ丘パートI四〇三号室　被相続人　亡　深水ミチ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月六日

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町一丁目六二番地マレーS・Tビル四〇三号はるか法律事務所　相続財産管理人　弁護士　松澤　功

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県流山市南流山七丁目七番地八、最後の住所千葉県流山市南流山七丁目七番地の八　中井材木店内　被相続人　亡　髙橋　次夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月六日

事務所千葉県柏市柏四―一一―一七　森田ビル二階　柏綜合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　内田　徳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区幡ヶ谷三丁目三五番地一、最後の住所東京都昭島市つつじが丘二丁目七番二四―五〇一号　被相続人　亡　長崎　幸雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月六日

東京都日野市高幡一番地一四大石ビル三階　りんどう法律事務所　相続財産管理人　弁護士　掛川　亜季

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県相模原市南区相南一丁目二四番、最後の住所神奈川県相模原市南区相南一丁目二四番四―四〇六号　被相続人　亡　神田　敏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月六日

東京都調布市布田四丁目一八番地一ハラビル三階　調布南法律事務所　相続財産管理人　弁護士　伊藤　俊克

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県鎌倉市由比ガ浜二丁目一〇六番地、最後の住所神奈川県鎌倉市由比ガ浜二丁目六番一七号　被相続人　亡　伊藤　誠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月六日

横浜市中区山下町五一番地一読売横浜ビル七〇三区　相続財産管理人　弁護士　石川恵美子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区蜂ヶ谷九五番地四、最後の住所静岡県静岡市清水区蜂ヶ谷九五番地の四　被相続人　亡　矢澤　弘行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月六日

静岡県静岡市葵区常磐町一丁目四番地の一　杉徳ビル五〇三号室　相続財産管理人　弁護士　山下　善弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市西区那古野二丁目一〇三番地、最後の住所名古屋市西区那古野二丁目一番三号　被相続人　亡　三浦　武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月六日

名古屋市中区丸の内三丁目六番四一号ＡＭビル七階吉田総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　吉田　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県弥富市荷之上町古堤一九九九番地、最後の住所愛知県愛西市赤目町山之神三〇番地一　被相続人　亡　水谷　積子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月六日

名古屋市中区丸の内一丁目九番八号丸の内ＫＴビル三階　亡水谷積子相続財産管理人　弁護士　川口　一幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府守口市寺方本通二丁目二番地一、最後の住所大阪市都島区友渕町三丁目七番二二号　被相続人　亡　笠間　一男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月六日

大阪市北区中津一丁目一五番一五号中津第二リッチビル三階　相続財産管理人　弁護士　中山　正隆

第27期決算公告

平成25年8月6日
千葉県船橋市上山町三丁目617番地７岩佐ビル２Ｆ
株式会社勧工
代表取締役　小川　祐司

貸借対照表の要旨
（平成25年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	650,782	流動負債	337,077
固定資産	4,247	固定負債	32,295
		株主資本	285,658
		資本金	100,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	201,458
		その他利益剰余金	201,458
		（うち当期純利益）	(759)
		自己株式	△65,800
資産合計	655,030	負債・純資産合計	655,030